

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日
監査委員公表日	令和6年12月23日

○、△、×のいずれかを記入
○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの
△:検 討 中 検討中のもの
×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
147	7	39	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜場外駐車＞ 場外にはみ出して駐車することが恒常的であるとしたら、利用車数に比して駐車スペースが不足していると思われるため、駐車スペースを拡張することが望ましい。	意見	長住町…令和5年度に、放置自転車の一斉撤去等を実施し、場外へのはみ出し駐車が解消した。引き続き、令和6年度も一斉撤去等を実施する。 手力…令和5年度に放置自転車の一斉撤去等を実施し、場外へのはみ出し駐車が緩和された。 なお令和6年度に再整備を行い、駐車スペースを拡張する予定である。 長森…令和6年4月に再整備が完了し、駐車スペースが収容台数300台に拡張予定である。	△	基盤整備部	土木管理課	46
＜普通財産における建物等の設置＞ 建物、アスファルト舗装、倉庫等の設置者を調査し、撤去を求めるか、普通財産の貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	①森東:水防団詰所については都市防災部に所管替え済(R4年度)、グランドゴルフ器具庫は自治会との間で使用貸借契約締結済(R4年度)。 ②大洞緑山:アスファルト舗装された経緯は不明であったが、この状態で帰属を受けたと考えられるため、現状のまま管理していく。 ③北山:R6年度中に、自治会との間で使用貸借契約締結を締結する予定。 ④西部:R6年度中に、自治会との間で使用貸借契約を変更する予定。あわせて、工作物を増築等する場合は必ず市に対して事前協議を行うよう要請する。	△	行政部	管財課	67
＜子ども遊び場における無断駐車＞ 車両所有者に撤去を求めるとともに、無断駐車されないようロープを張る等の措置を講じるべきである。駐車を容認するのであれば、子ども遊び場を廃止して普通財産とした上で、駐車場としての貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	指摘のあった子ども遊び場について、令和5年5月17日付岐阜市行管第23号 公有財産受領書をもって普通財産として管財課に移管を行った。	○	子ども未来部	子ども支援課	90
＜未利用地の恒常的な通行使用＞ 違法に通行されている状態を是正すべく、貸付手続の履践を求めるべきである。	指摘	対象事業について、隣接地所有者と協議を続けており、R6年度中に貸付契約を締結する予定。	△	行政部	管財課	92
＜不明者による使用＞ 貸付先の連絡先が分からなくなることがないように管理すべきである。	指摘	かつて使用貸借契約を締結していた耕作組合について調査したが、経済部も存在を把握していないとのことであった。R6年度中に使用者を特定し、新たに契約を締結する予定。	△	行政部	管財課	93
＜運用に関するルールの充実及び公表＞ 「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」について、行財政改革課が所管課に宛てて事務手続を示すものではなく、応募者及び指定管理者に向けて、特に問題になる間接経費、再委託、自主事業等に関するルールを定めたり、指定管理者に具体的に求めることを定めたりする等により充実させることが望ましい。熊本市の指定管理者制度運用マニュアルが参考になる。	意見	「岐阜市指定管理者制度事務取扱要領」の内容の充実を図るべく、今年度は、同要領に自主事業に期待する効果や施設利用時のルールを追加した。 また、更なる充実を図るため、令和6年度は、間接経費、再委託などについて他都市調査を行い、本市の考え方を整理したうえで、次期一斉更新(R8)に向けて順次改正をしていく。	△	財政部	行財政改革課	103
＜低利用の自転車駐車場＞ 利用率を調査の上、いずれか一方で足りるのであれば、もう一方は廃止して返還すべきである。	指摘	令和4年度に地権者と1筆返還について交渉した結果、2筆まとめでの借用もしくは返還を求められた。現状では近辺に代替地がないため、1筆返還は断念せざるを得ない。	×	基盤整備部	土木管理課	116
＜使用方法或使用制限の公表＞ 個別の施設案内のページにおいても、抽選会に関する記載等の使用方法或使用制限等に関する事項を公表することが望ましい。	意見	個別の施設案内において、予約受付先を掲載し、予約時においても使用制限等に関する事項を丁寧に案内することとした。	○	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	128
＜無料スポーツ施設の予約方法＞ 無料スポーツ施設についても、有料スポーツ施設と同様に公共施設予約システムでの予約とすることが望ましい。	意見	無料スポーツ施設は広く市民がスポーツに関わり、気軽に利用できる施設であることが望ましいと考えることから、予約システムへの登録手続きが不要で容易に利用できる現在の方法を継続していく。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	129
＜無料スポーツ施設の有料化＞ 無料スポーツ施設については、受益者負担の原則からすれば、有料にすることが望ましい。	意見	無料スポーツ施設は広く市民がスポーツに関わり、気軽に利用できる施設であることが望ましいと考えることから、引き続き無料施設として管理運営していく。	×	ぎふ魅力づくり推進部	市民スポーツ課	130

包括外部監査

措置状況報告書

(地方自治法第252条の38第6項に基づくもの)

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日
監査委員公表日	令和6年12月23日

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
147	7	39	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜子ども遊び場のあり方＞ 子ども遊び場と同じ目的を持つ街区公園等と同時並行的に、個々の子ども遊び場について、現在の利用状況、地域住民の認識や要望、地域住民の年齢構成等に基づく今後の利用見込み等を調査把握すべきである。 その上で、施設として存続する必要性が認められるものについては、公園、広場、子ども遊び場のいずれかの施設として整備及び管理し、存続する必要性が認められないものについては、市の所有地は未利用地として管理し、市の所有でない土地は所有者に返還すべきである。 遊具の撤去等の原状回復にかかる費用が一時的には必要となるが、適切な財産管理という責務を果たすため、地域住民のために有効な公の施設とするため、必要な費用である。自治会や子ども会等の地域団体が適切に管理をすることができるのであれば、管理を委託することも選択の一つである。 また、公園と子ども遊び場は同じ地域に存在することが多い。遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	指摘	現在、契約者と管理者に通知を発送し、遊び場の存続および廃止について順次確認を実施している。令和7年度中に全ての遊び場において契約者と管理者への確認を完了する予定。それらの整理にめどがついたのち、所管の変更など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
＜子ども遊び場のあり方＞ 遊具の点検等を一括で発注することによって管理コストの縮減に繋がる。また、公園整備課が所管する公園管理事務所の現業職員等が公園と共に子ども遊び場の草刈、日常点検等を行うことにより、効率性、経済性も向上する。子ども遊び場の所管課を公園整備課とすることが望ましい。	意見	現在、契約者と管理者に通知を発送し、遊び場の存続および廃止について順次確認を実施している。令和7年度中に全ての遊び場において契約者と管理者への確認を完了する予定。それらの整理にめどがついたのち、所管の変更など適切な管理方法について検討する。	△	子ども未来部	子ども支援課	135
＜取得による未利用地の発生＞ 土地を取得した後に未利用地となることのないよう、土地を取得する際に検討すべき事項、取得の目的や経緯等の記録方法、取得後の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	財産管理事務の取り扱いを全般的にまとめた表を作成し、財産を取得、処分、貸付等する際に参考にすべき要綱、注意事項等が一目で分かるようにした。	○	行政部	管財課	146
＜処分による未利用地の発生＞ 土地を処分した後に未利用地が発生することのないよう、土地を処分する際に検討すべき事項、処分の目的や経緯等の記録方法、処分後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	財産管理事務の取り扱いを全般的にまとめた表を作成し、財産を取得、処分、貸付等する際に参考にすべき要綱、注意事項等が一目で分かるようにした。	○	行政部	管財課	147
＜貸付けによる未利用地の発生＞ 土地を貸し付けた後に未利用地が発生することのないよう、土地を貸し付ける際に検討すべき事項、貸し付ける目的や経緯等の記録方法、貸し付け後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	財産管理事務の取り扱いを全般的にまとめた表を作成し、財産を取得、処分、貸付等する際に参考にすべき要綱、注意事項等が一目で分かるようにした。	○	行政部	管財課	148
＜分筆による未利用地の発生＞ 土地を分筆した後に未利用地が発生することのないよう、土地を分筆する際に検討すべき事項、分筆した目的や経緯等の記録方法、分筆後の残地の管理状況の記載方法等を記載した事務要領を作成すべきである。	指摘	財産管理事務の取り扱いを全般的にまとめた表を作成し、財産を取得、処分、貸付等する際に参考にすべき要綱、注意事項等が一目で分かるようにした。	○	行政部	管財課	149
＜随意契約による処分＞ 普通財産売払取扱要綱において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用して普通財産を随意契約により譲渡することができる場合を、同号の趣旨に適合する範囲内において、より幅広く定めることが望ましい。例えば、浜松市の「普通財産の随意契約による譲渡に関する要領」では14項目が、川崎市の「普通財産の随意契約による譲渡及び貸付けに関する要綱」では10項目が定められている。	意見	令和6年3月に普通財産事務売払事務取扱要綱の改正を行い、随意契約により譲渡することができる場合を拡大した。	○	行政部	管財課	152
＜未利用地の活用＞ 売却が困難な未利用地について、近隣住民の意見を聞き、公園、広場、緑地、駐車場とする等、売却以外の方法での利活用することが望ましい。	意見	近隣住民の意見及び庁内の意見を聴取したほか、民間企業からの提案を受け、太陽光パネルの設置や駐車場運営ができないか検討したが、面積や貸付金額が相手方の提示した条件に見合わず断念した。今後も民間と連携しながら積極的に活用方法を検討する。	○	行政部	管財課	154

(結果欄の記載方法)

対 象	岐阜市の土地
監査実施年度	令和3年度
包括外部監査人	竹中 雅史
提 出 日(最新提出日)	令和6年3月31日
監査委員公表日	令和6年12月23日

○、△、×のいずれかを記入

○:措 置 済 措置を講じた(実施中含む)もの

△:検 討 中 検討中のもの

×:未実施決定済 措置を講じないことを決定したもの

令和5年末時点の措置状況 (既に措置済みのものも含む)

措置済	検討中	未実施決定済	合計
147	7	39	193

指摘及び意見	種別	措置状況(令和5年度末)	結果欄	部	課	本編頁
＜未利用地に対する基本方針＞ 未利用地や低利用地に対する、管理・運用・処分の基本原則や利活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した未利用地等の利活用に関する基本方針を定めるべきである。例えば、西宮市、平塚市、日高市等が未利用地等の利活用に関する基本方針を定めている。	指摘	市有財産の有効活用に向け、財産活用を所管する行財政改革課と協議した。 公共施設等マネジメントの観点から土地・建物を有効活用するための基本的な考え方を定めた「岐阜市公有財産活用基本方針」について、その記載内容を整理し、改訂した(R5年度)。	○	行政部	管財課	158
＜市有財産に対する基本方針＞ 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	未利用地の処分を促進するため、普通財産売払事務取扱要綱をR6.3に改正した。 また、財産管理事務の取り扱いを全般的にまとめた表を作成し、財産を取得、処分、貸付等する際に参考にすべき要綱、注意事項等が一目で分かるようにした(R5年度)。 岐阜市公有財産活用基本方針については、所管する行財政改革課と協議し、その記載内容を整理し、改訂した(R5年度)。	○	行政部	管財課	158
＜市有財産に対する基本方針＞ 未利用地や低利用地に留まらず、市有財産の取得・管理・運用・処分の基本原則や市有財産の有効活用に向けた具体的な計画、取組等を記載した市有財産の有効活用に関する基本方針を定めることが望ましい。例えば、岡崎市が令和3年3月に市有財産の有効活用に関する基本方針を定めている。	意見	市有財産の有効活用に向け、普通財産を所管する管財課との間でそれぞれの役割について協議した。 公共施設等マネジメントの観点から土地・建物を有効活用するための基本的な考え方を定めた「岐阜市公有財産活用基本方針」について、その記載内容を整理し、改訂した。	○	財政部	行財政改革課	158